

**三川町行財政改革推進プラン  
(第7次行財政改革大綱)**

**令和3年度～令和7年度**

**令和3年3月**

**三 川 町**

## 策定にあたって

刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応した質の高い行政サービスの提供と、その裏付けとなる強固な財政基盤の確立をめざし、本町では、平成28年3月に令和2年度を目標年次とする「三川町行財政改革推進プラン（第6次行財政改革大綱）」を策定しました。

この間、本町では、町政に対する住民参画を促進しながら、効率的な行政運営のための事務事業の見直しや、公共施設等総合管理計画をはじめとする計画的投資による健全な財政基盤の堅持といった取り組みを進めてまいりました。

そして今後は、これまでのような人口減少・高齢時代への対応と地方創生の取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化とそれともなう税収の減少、そして、新しい生活様式に適應したさまざまな取り組みを進めていかななくてはなりません。

そしてそのためには、本町の特長を活かしつつ、きめ細やかで効率的な行政運営に取り組むための行財政改革が必要不可欠です。

このたびの三川町行財政改革推進プラン（第7次行財政改革大綱）は、これまでの三川町行財政改革推進プラン（第6次行財政改革大綱）を引き継ぎながら、若い世代がここに住み、安心して子どもを産み育てられる環境の整備と、高齢者にやさしいまちづくりを推進し、すべての住民に安定した行政サービスを継続して提供できるよう、不断の行財政改革に取り組んでいくべく、令和3年度を初年度とする5ヵ年計画として策定するものです。

第4次三川町総合計画に掲げる「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」の実現に向けて、より一層、行財政改革に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

三川町長 阿部 誠

## 目次

1	策定の背景 .....	1
2	計画期間 .....	1
3	推進体制 .....	1
4	進行管理 .....	2
5	改革の基本方針（行財政改革の基本理念） .....	2
6	取り組みの方向性と具体的な取り組み項目 .....	2
	（1）協働によるまちづくりの推進 .....	2
	（2）健全財政の堅持 .....	3
	（3）組織機構の見直し .....	4
	（4）職員の資質向上 .....	4
	（5）広域連携体制の強化 .....	5
7	策定経過等 .....	5

## 1 策定の背景

本町では、平成28年3月に平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする三川町行財政改革推進プラン（第6次三川町行財政改革大綱）を策定しました。

このプランでは、「住民参加による協働のまちづくりの推進」、「効率的な行政運営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの柱を基本に、町内の有識者等で組織する三川町行財政改革推進懇談会による意見等を聞きながら、町長を本部長とする三川町行財政改革推進本部による課題整理や進捗管理を行い、不断の改革に取り組んできました。

この間、「住民参加による協働のまちづくりの推進」においては、防災行政無線デジタル化整備工事を実施し、難聴地域の解消を図ったほか、フェイスブックやLINEなどのSNSを活用するなど情報提供体制を強化しました。

また、「効率的な行政運営の推進」においては、子育て支援センターの運営や町公民館施設の管理業務について、民間委託を進めたほか、PDCAサイクルを活用して各種計画の進捗管理を行い、事務事業の改善につなげたほか、「三川町人材育成基本方針」に基づく職員研修については、目標を上回る研修参加者数が得られました。

そして、「持続可能な財政基盤の確立」においては、ふるさと応援寄附金制度を活用し、魅力的な町の特産品をPRしながら、町内の事業者と一体となり取り組んできたことから毎年、目標を大幅に上回る寄附金が集まり、新たな財源確保手段となっています。

このように、安定的な財政基盤の構築や行政サービスの充実につながった取り組みがあった一方で、町ホームページのアクセス数や広聴活動への参加者数は伸び悩むなど、いくつかの取り組みに関しては、計画期間前と変わりませんでした。

今後も、引き続き自立・持続可能な行財政基盤を維持し、行政サービスの質的な向上を図るためには、これまでの取り組みを引き継ぎ、町と住民が一体となった「協働」への理解をより深化させながら、地方創生の流れに乗ったまちづくりを加速していく必要があります。そして、積み残された課題や追加すべき項目を加え、「三川町行財政改革推進プラン（第7次行財政改革大綱）」を策定し、取り組んでいくものです。

## 2 計画期間

本プランの実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 3 推進体制

町長を本部長とする「三川町行財政改革推進本部」を中心に、すべての職員が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進します。

## 4 進行管理

本計画の実行にあたっては、各取り組み項目について、関連する事務事業の所管課等が検証、評価を行う過程に実行性を高め、計画の実現に努めます。

## 5 改革の基本方針（行財政改革の基本理念）

### 【協働による持続可能な行財政運営の推進】

これまでの「三川町行財政改革推進プラン（第6次三川町行財政改革大綱）」を振り返り、その効果と今後の展望などを考慮しながら、改革を継続しつつ、地方創生にかかる取り組みや、新しい生活様式等、地域を取り巻く情勢に合わせて見直しを図ります。

また、令和2年度に策定した「第4次三川町総合計画（令和3年度～令和12年度）」に掲げる諸施策を実践しながら、住民サービスを再構築し、新しい生活様式に対応した質の高い行政サービスの提供と強固な財政基盤の確立に向けて行財政改革を進めます。

## 6 取り組みの方向性と具体的な取り組み項目

### （1）協働によるまちづくりの推進

〈取り組みの方向性〉

地域が抱える課題の解決に向けて、町民、地域、各種団体と行政が一体となって、自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進します。

〈具体的な取り組み項目〉

#### ①効果的な行政情報の提供

町広報やホームページ、SNS、防災行政無線等、さまざまな伝達手段により、行政情報を速やかに、分かりやすく、効果的に提供します。

#### ②広聴活動の充実

各種団体等からの要望に応じ、町長と語る会等を開催するなど広聴活動の充実を図ります。

#### ③パブリックコメント制度の運用推進

より多くの住民の声を町政に反映させるため、重要施策にかかる計画策定については、積極的にパブリックコメント（意見公募手続）を実施します。

#### ④各種委員会等の公募制の導入

住民の声を積極的に町政に反映させるため、各種委員会等の委員について、必要に応じ、公募制を導入します。

⑤コミュニティ活動の活性化

町内会活動の負担軽減と効率化を支援するとともに、地域のつながりを重視したコミュニティづくり活動を通じて地域の活性化につなげます。

⑥協働のまちづくり推進事業の活用促進

協働の意識を醸成するとともに、地域のしくみづくりや課題解決に向け、町内会やボランティア団体等による協働のまちづくり推進事業の活用を促進します。

## (2) 健全財政の堅持

〈取り組みの方向性〉

事務事業の執行にあたっては、経費節減に努め、町税等の収納率向上と、新たな財源等により歳入を確保し、効率的で健全な財政運営に努めます。

〈具体的な取り組み項目〉

①事務事業の選択と重点化

中期財政計画に基づく計画的な事業展開のほか、事務事業の作業手順や処理方法の見直しにより、経費削減につなげるなど、非効率な事務事業等の改善、統合、廃止等を進めます。

また、事務の簡素化と効率化を図るため、類似した補助金等の統合を進めるとともに、補助期間の終期をあらかじめ定めるサンセット方式を導入し、その効果を検証しながら、補助団体等の自立した活動を促進します。

②公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の推進

公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新や長寿命化、統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化します。

③公共工事の重点化と品質確保

公共工事における効率的な施工方法や、維持管理費用・品質確保などを考慮した長期的視野に立ったコスト縮減を図り、緊急度に応じた重点化を図ります。

④公営企業特別会計の経営の健全化

農業集落排水事業並びに下水道事業特別会計の持続可能な経営を確保するため、経営戦略に基づく対策を推進するとともに、公営企業会計の適用を図りながら、経営の健全化に努めます。

⑤町税等の収納率の向上

町税及び各種保険料、使用料等については、当該年度において、直近の過去3年間の平均収納率以上の水準確保に努めます。

⑥受益者負担の適正化

維持管理経費や社会情勢の影響を考慮しながら、手数料や負担金、施設使用料の適正化等について検討します。

#### ⑦自主財源の確保

国・県の交付金等を有効に活用するほか、さらなる創意工夫により、ふるさと応援寄附金や広告料等の自主財源の確保に努めます。

### (3) 組織機構の見直し

#### 〈取り組みの方向性〉

質の高い行政サービスの提供に必要な組織機構について、柔軟な見直しを行います。

#### 〈具体的な取り組み項目〉

##### ①組織・機構の効率化

多様な行政課題に対応できるよう、柔軟に組織・機構の見直しを行い、行政サービスの向上、組織運営の効率化を図ります。

##### ②定員適正化計画による職員数の適正管理

増大する行政需要に対し、質の高い行政サービスを提供するため、定員適正化計画により、適正な職員配置を進めます。

##### ③民間委託等の推進

業務内容を精査し、事務事業の業務委託や、指定管理者制度の活用等、民間活力の導入を積極的に推進します。

##### ④電子情報化の推進

情報通信技術を活用し、情報処理機器のクラウド化や広域的な共同利用などにより、コスト抑制に取り組みつつ、事務事業執行の効率化・標準化を推進し、行政サービスの向上を図ります。

### (4) 職員の資質向上

#### 〈取り組みの方向性〉

職員の研修機会を充実させるなど、職員一人ひとりが能力を発揮できる体制を整備し、各種業務を着実に遂行します。

#### 〈具体的な取り組み項目〉

##### ①職員研修の充実

時代の要請や多様化する行政課題に対応できる人材を育成するため、「三川町人材育成基本方針」に沿って、職員研修の充実を図ります。

##### ②人事評価制度の活用

職員の行政運営能力と住民サービスの向上のために必要な職員の資質向上を促すため、人事評価制度を活用します。

## (5) 広域連携体制の強化

〈取り組みの方向性〉

地域全体の課題解決や発展に向けて、山形県や近隣市町との連携を強化します。

〈具体的な取り組み項目〉

### ①広域連携による地域課題の解決

地域医療体制や防災体制の充実、廃棄物処理など、住民の安全・安心と利便性を確保する行政サービスについては、広域的な取り組みによりコスト縮減と地域課題の解決を図ります。

### ②定住自立圏構想に基づく連携施策の推進

定住自立圏構想に基づき、各種行政サービスのほか、交流人口や関係人口の拡大など、さまざまな連携施策を検討します。

## 7 策定経過等

令和2年	7月13日	三川町行財政改革推進本部会議 ・三川町行財政改革推進プラン（第6次行財政改革大綱）の効果検証・評価 ・次期三川町行財政改革推進プラン策定の考え方の検討
	8月27日	三川町行財政改革推進懇談会 ・三川町行財政改革推進プラン（第6次行財政改革大綱）の効果検証・評価
	10月2日～10月30日	・三川町行財政改革推進プラン（第6次行財政改革大綱）の総括 ・次期三川町行財政改革推進プランの基本方針及び具体的取り組み項目の抽出
	11月20日	三川町行財政改革推進本部会議 ・三川町行財政改革推進プラン（第7次行財政改革大綱）（素案）の決定
	1月22日	三川町行財政改革推進本部会議 ・三川町行財政改革推進プラン（第7次行財政改革大綱）（案）の決定
	2月1日～2月17日	パブリックコメント手続きの実施
	3月5日	三川町行財政改革推進懇談会 ・三川町行財政改革推進プラン（第7次行財政改革大綱）の決定